

【Q & A】医療施設等物価・賃上げ対策事業について

令和8年3月24日

福島県地域医療課

<共通事項>

Q1 支給対象施設の要件は何か。

- 健康保険法（大正十一年法律第七十号）上の保険医療機関コードが発行されており、令和7年4月1日から本事業の申請時点までに診療報酬請求の実績がある施設です。

Q2 福島県内に対象施設があるが、運営法人や本社は県外にある場合はどうすればよいのか。

- 福島県内に所在する対象施設は、運営法人等が県外であっても支給対象となります。その場合の申請先は福島県となります。

Q3 法人単位で申請することは可能か。

- 可能です。ただし、申請様式は対象施設ごとに作成していただく必要があるため、法人単位で申請する場合の申請方法は追って申請書作成マニュアル等でお示しします。

<賃上げ支援>

Q4 診療所等賃上げ支援事業における支給要件は何か。

- 有床診療所（医科・歯科）、無床診療所（医科・歯科）及び訪問看護ステーションは、令和8年3月1日時点でベースアップ評価料を届け出ている施設が対象となります。その他の要件については、厚生労働省実施要綱等を確認してください。

Q5 診療所等賃上げ支援事業において、実績の報告は必要か。また、報告の際に賃金台帳などの証憑書類の提出は必要か。

- 給付金の申請者は、支給を受けた給付金を賃金改善に充てたことを報告するため、県が定める所定の様式を令和8年6月1日から令和8年8月1日までの間に県へ提出する必要があります。
- その際、賃金台帳等の書類の提出は不要です。ただし、関係書類は給付金の支給を受けた年度から起算して5年間の保存が必要です。

Q6 令和8年5月に令和7年12月から6か月間のベースアップ分を遡及して職員に支給することは可能か。

- 賃金改善については、原則令和8年3月までに実施する必要があります。
- 厚生労働省実施要綱に記載されているとおり、原則として、本事業の支給額を活用し

て令和7年12月から令和8年5月までの間、対象職員のベースアップ（基本給又は決まって毎月支払われる手当の引き上げ。）を実施するとともに、令和8年6月1日から当該ベースアップの水準を維持又は拡大する必要があります。

- また、賃金表や給与規程等の変更に時間を要する場合は、令和8年6月1日から対象職員のベースアップを行うことを前提に、令和7年12月から令和8年3月までの4ヶ月分の一時金又は特別手当を、令和8年3月までの間に対象職員に支給することができますが、その場合は4月から5月までベースアップを実施するとともに、支給した一時金又は特別手当に相当する水準のベースアップを対象職員に対して令和8年6月1日から行うこととなっています。
- ただし、厚生労働省において、令和8年3月までに賃金改善を実施することを原則としつつ、やむを得ない場合（賃金が翌月払い、システム改修や給与データ入力に間に合わない等の対外的な理由は医療機関側で整理する必要があります。）は、以下のケースについても、賃上げ支援事業の対象となる「賃金改善」に含められることと整理されています。
 - ・ 4月以降（原則6月まで）、昨年12月から本年3月までの最大4ヶ月分の一時金の支給と4～5月のベースアップまたは毎月決まって支払われる手当の引き上げ分・新設分の支給
 - ・ 4月以降（原則6月まで）、昨年12月から本年5月までのベースアップまたは毎月決まって支払われる手当の引き上げ分・新設分の差額支給

Q7 賃金改善を実施するにあたり、ベースアップの決定が遅れるなど、3月中に一時金等の支給ができない恐れがある。こうした場合、4月に一時金が支給されても認められるのか。

- Q6に記載したとおり、就業規則等で当月分の賃金が翌月払いである場合や、やむを得ない理由（システム改修やデータ入力に間に合わない等）があれば3月までの一時金を4月に支給しても差し支えありません。
- その場合でも、令和8年4月及び5月については基本給の引き上げや毎月支払われる手当の支給を行う必要があります。

Q8 病院と診療所等を運営する法人等において、給与体系を共通としている場合、法人全体の職員に対する賃金改善額を均すことは可能か。

- 厚生労働省Q&A（No.22）にあるとおり、病院とそれ以外の支給対象施設で分けて考える必要があるため、法人全体（病院と診療所等）で均して考えることはできません。（同一法人内の複数病院同士、または同一法人内の診療所・訪問看護ステーション・薬局間で均すことは可能。）
- また、賃金改善の報告にあつては、同一法人内の診療所・訪問看護ステーション・薬

局に対する賃金改善の総額で評価することが可能とされておりますが、法人単位での実績報告の方法等については、追って申請書作成マニュアル等でお示しします。

Q 9 令和7年3月末時点の賃金水準と比較して 2.0%を超える部分に充てた給付金の残額はどのように取り扱えばいいか。

- 令和7年3月末と比較して 2.0%を超えて賃金改善している場合は、上回っている部分を令和7年12月～令和8年5月の間の最大6ヶ月間充当できる特例措置について、残額が生じれば更なる賃金改善が求められています。
- その場合の「賃金改善」については、厚生労働省において、本年4～5月のベースアップのみ実施する場合も含め、何らかの賃金改善に充てられていることであれば差し支えないものとして取り扱うこととされています。

Q 10 令和7年12月に支給した賞与の上乗せ分に給付金を充てることは可能か。

- この場合、厚生労働省において、当該上乗せ分が「一時金」や「特別手当」と整理した上で、令和7年12月～本年3月の間の賃金改善（12月の賞与上乗せ分もこれに含める。）と、本年4～5月のベースアップまたは毎月決まって支払われる手当の引き上げ・新設を実施するのであれば、賃上げ支援事業の対象となる「賃金改善」に含められることと整理されています。